

東京大学

大学院法学政治学
研究科・法学部

February 2012

研究科長・学部長からの
ごあいさつ

Message

ここに 2011 年度 2 回目発行のニュースレターをお届けいたします。本号では、新たな編集の試みとして、文化勲章を受章された三谷太一郎名誉教授のご業績の紹介をはじめ、教員や学生の活動を紹介する記事を掲載しています。

さて、2010 年 4 月に始まった研究科長・学部長としての私の 2 年間の任期も、本年 3 月末の満了まであとわずかを残すばかりとなりました。この 2 年近くの間には、昨年 3 月の東日本大震災の発生という非常事態がありましたが、それとともに、就任前に想定していた以上のスピードで教育の国際化、特に日本人学生の国際化への要請が高まってきたということが大きな動きとして挙げられようかと思います。東京大学でも、外国の有力大学との交換留学の協定を次々と結びつつあり、法学部でも留学の促進のために、留学先での履修を法学部の単位として認定する仕組みや、9 月の夏学期の定期試験前に留学に出られるように特別の定期試験を受験できるようにすることなど、学務上のルールの柔軟化を進めました。この仕組みで留学する優秀な法学部生が現れていることは嬉しいことです。しかし、濱田純一総長は、そういうレベルの試みを超えて、国際化をさらに本格的に推進することを目的として秋入学への移行を提案しつつあることは報道されているとおりです。2012 年は、この点の学内外での議論が進んでいくものと思います。

国際化とともに、国の財政の悪化に伴う研究科・学部財政もこの 2 年間に一段と厳しいものとなりました。国から国立大学の運営経費として措置される運営費交付金は、2004 年度以来毎年 1 % 程度削減され、2012 年度はさらに削減幅が 1.4 % に増加することが予定されています。このような基盤的な財源の削減を補うのが、科学研究費補助金などの国の競争的資金と、卒業生・修了生の皆様や企業からの寄附金です。本研究科・学部においても、常勤教職員の人件費を除く教育研究経費で、経常的なもののおおよそ半分は競争的資金や寄附金で賄われているのが実情で、卒業生・修了生の皆様方のご支援なくして研究科・学部の存立すらもできないことになっています。研究科・学部としても、卒業生・修了生の皆様との関係をさらに深めるべくささやかな努力を続けておりますので、引き続きご指導ご鞭撻とともに、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

山下 友信



三谷太一郎名誉教授の 文化勲章受章について

三谷太一郎先生が文化勲章を受章されました。まことに喜ばしい限りです。

先生は東京大学法学部を1960年に卒業され、法学部助手、助教授を経て、1973年に教授となられ、1997年に東京大学を退職されました。この間、法学部長・大学院法学政治学研究科長、日本政治学会理事長を務められ、大学と学会に大きな貢献をされました。その後、成蹊大学教授を2005年まで務められるかたわら、2002年から学士院会員、2006年からは宮内庁参与を務めておられます。

三谷先生は、丸山眞男教授の強い影響を受けて政治学の研究を志され、岡義武教授の下で日本政治外交史を専攻されました。助手論文では、従来たんなる権力政治家と見られることの多かった原敬の政治理念を、鉄道政策その他の具体的な政策の中から抽出され、政党政治確立に向けて果たした役割について考察されました。また外交において、やはりワシントン体制確立に向けて果たした原の役割を分析し、あわせて『日本政党政治の形成：原敬の政治指導』として刊行されました。以後、様々な側面から戦前における政党政治の条件について研究を深められ、吉野作造に代

表される自由主義知識人、井上準之助に代表される国際金融家、そして司法に対する政党の統制という観点から、大正期における陪審制の導入についても重要な研究を成し遂げて来られました。これらはそれぞれ、『新版大正デモクラシー論』、『ウォール・ストリートと極東：政治における国際金融資本』、『政治制度としての陪審制：近代日本の司法権と政治』などにまとめられており、その他の主著に、『二つの戦後：権力と知識人』、『近代日本の戦争と政治』などがあります。

三谷先生は研究と教育の両方において、きわめて厳格かつ禁欲的な方ですが、社会は先生の学識と人格を必要とし、2002年～05年には日韓歴史共同研究の日本側座長を務められ、近年の裁判員制度の導入についても大きな影響を及ぼされました。現在の宮内庁参与の地位は、学者としては小泉信三、団藤重光両先生に続く三人目であり、三谷先生に対する関係者の信頼の深さを示す事実です。

今回の文化勲章は後身のわれわれにとって大きな励みです。先生のますますのご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。

北岡伸一



北岡伸一教授の 紫綬褒章受章について

上記の三谷名誉教授とともに、同じく日本政治外交史を専攻される北岡伸一教授が、昨秋、紫綬褒章を受章されました。北岡教授は三谷教授からのご指導を学問の基盤として、緻密な実証に基づきながら研究を進め、加えて内政と外交の構造的な連関の解明に努めてられました。最初のご著書『日本陸軍と大陸政策』から近刊の『日本政治史』に至るそのご著作は、以後の政治外交史研究、また政治学一般の必読文献となっています。

また、日本の現代政治・現代外交についても対象の範囲を広げ、『自民党』『日米関係のリアリズム』などの著作を通じ、政治の行く先について社会に指針を示す活動を続けておられます。2004年から06年までの、日本政府国連代表部次席大使としてのご尽力も、記憶に新しいところです。このたびのご受章をお祝い申し上げるとともに、さらなるご活躍を祈念いたします。

荻部直

Awards 3

法学部生クー・カチャイさんの 総長賞受賞について



東京大学では、顕著な功績のあった学生につき、全学の選考会議での審査を経て総長が表彰する「東京大学総長賞」を、2002年度から設けています。2011年度秋の表彰は、学業以外の課外活動を対象として選ばれ、10月25日の授与式では、法学部3年次に在学するシンガポールからの留学生、クー・カチャイ（KU, Ka Tsai）さんも表彰状と記念品の贈呈を受けました。

クーさんは、東日本大震災ののち、ボランティアとして被災地で精力的に活動をし、宮古市ではシンガポール大使館の企画に同行して、チーム全体の装備担当を務めました。また在日シンガポール留学生協会の副会長として本国においても、日本からの輸入品に関する風評被害の防止も含め、大震災についての正しい情報を提供するた

めに、チャリティコンサートを開催し、その模様が現地の新聞やテレビでも報じられ、復興支援の広報に大きく寄与しました。こうした経験を、本学でのボランティア報告会で発表し、また活動レポートやビデオ・プロジェクトの編集に携わることで、周囲にボランティアの必要性を説き続けている活動が、このたびの受賞につながりました（東京大学「学内広報」1418号による）。法学部生の受賞はこれまでもありましたが、留学生の受賞、また活動の社会に対する重要性にかんがみ、今回は特にお知らせするしだいです。



Report 4

ホームカミングデイ報告

昨年10月29日（土）、本学のホームカミングデイにおいて、法学部では16時から17時まで、飯田敬輔教授（国際政治経済）による講演会「変貌する国際経済秩序」を催した。

2009年に登場したオバマ政権は、景気浮揚に成功せぬまま大統領選挙に臨まねばならない情勢である。他方、ギリシアの債務危機に端を発した欧州の混乱は、EUの実験の行方にも影を投げかける。その米国を最大の輸出先とし、EUを最大の貿易相手とする中国は、高度成長する新興国群の中心にありながらも、国内社会が混乱するリスクへの不安を

募らせる。そして大震災に見舞われた日本が、空前の円高ドル安に直面するのはなぜなのか（より詳しい要旨は4・5頁に掲載）。――混乱する現在から未来を展望するよすがは、過去に求められる。講演は、プロジェクターによるヴィジュアルな資料を用いて、自由貿易体制の展開をわかりやすく解説するものであった。フロアからは、いま話題のTPPに関する質問が出るなど、まことに時宜になった講演会となった。

高原明生

変貌する国際秩序体系 — 自由貿易体制・ ドル機軸通貨体制の来し方・行く末

(ホームカミングデイ講演要旨)

飯田敬輔

2007 年以来の国際経済不安が依然として続いているが、これだけ長期にわたる世界経済危機は 1930 年代の世界大恐慌以来初めてである。この背後には、米国で起きた住宅バブル、欧州ではギリシャ危機などのそれぞれの特定要因もあるが、世界経済全体の長期的変動の予兆とも考えられる。国際経済を律する秩序(「国際経済レジーム」)にも変化の兆しがみられる。なぜであろうか。このような疑問に答えるには巨視的視点が必要である。

国際政治経済論では長期的な経済秩序変動を説明するには覇権安定論を用いる。この理論のポイントを簡単にいうと「歴史は繰り返す」ということである。もちろん、全く同じことが繰り返されるわけではないが、ある一定のパターンがあるということである。具体的には、第一次世界大戦後英国が没落した結果、世界大恐慌の国際的まん延を防ぐことが不能となり、世界の自由貿易体制が崩壊し、英ポンドを基軸通貨とする金本位制も崩壊した。似たようなことが米国覇権の衰退と共に起こるのではないかというのがこの理論の提起する問題である。

覇権安定論では国際経済秩序の変遷を覇権の循環で説明する。覇権とは「物質的資源の優位性」と定義され、歴史上、17 世紀のオランダ、19 世紀の英国、20 世紀の米国のみがかつてそのような地位にあったとされている。全般的な覇

権は当該覇権国の GDP の世界におけるシェア(占有率)で測るが、領域特定の覇権の測定法もある。

米国の覇権であるが、1960 年初頭には米国 GDP は世界の GDP の約 4 割を占めていたが、2009 年までには 25% を下回った。また米国の衰退は 1960-1970 年代の日本の追い上げ、また 1990 年代の中国の追い上げにより顕著となる。米国覇権の衰退が最も顕著なのは貿易の分野で、1950 年代には世界の貿易の 15% のシェアを占めていたが、2010 年までに 10% 強まで低下した。通貨の分野では米国の覇権は測定法により解釈が分かれる。例えば外貨準備高でいえば 1950 年代後半の米国は世界の 4 割に上る外貨準備を保有していたが、今では 1% 強にすぎないのに対し、中国が 3 割の外貨準備高を誇っている。しかし世界の外貨準備において米ドルは依然 6 割強を占めているため、米ドルが依然基軸通貨として君臨しているといわれるゆえんである。一方、米国覇権を最も揺るがしていると思われるのは、米国の債務国への陥落と対外債務の増加である。現在、米国財務省証券の約半分は外国人が保有しており、また世界最大の保有国は、次の覇権国の最有力候補である中国なのである。また、このような客観的指標とともに主観的指標も参考になる。今年(2011 年)、ピュー研究所によって行われた世界規模の世論調査によると、欧米諸国では現在の経済大国のトップはどの国かとの質問に対し

て「中国」との回答率が「米国」との回答率を上回っている。アジアでは依然として「米国」との回答が「中国」との回答を上回っているのとは対照的である。

さて、このような世界の構造変化はどのような帰結をもたらすのか。覇権安定論によると、①覇権衰退とともに金融不安定性が増す、②覇権が衰退すると貿易体制が閉鎖的になる、③覇権衰退期には貿易体制では二国間主義あるいは地域主義が横行する、④覇権衰退に伴い覇権の資源が大きく低下した分野が特に顕著にレジーム変化を起こす、⑤覇権衰退期には覇権国への挑戦が増加する、などが指摘されている。①についてデータを見てみると、確かに米国覇権の衰退に伴って世界的に金融危機が起こりやすくなっていることが確認できる。②の貿易体制についていえば、関税率や貿易の GDP 比などから見ても顕著に貿易体制が閉鎖的になっているとはいえない。しかし現在の多国間貿易自由化交渉（通称「ドーハ・ラウンド」）が膠着状態に陥っていることは世界的な景気停滞も背景にあるが、世界的政治構造変化も関係している可能性は否定できない。③については、二国間主義や地域主義の台頭は、昨今の FTA の増加傾向などからも明らかである。④については、過去 200 年の歴史をみると覇権の盛衰と国際レジームの盛衰は非常に密接に関連しているが、覇権の資源の低下が最も顕著であったのは、上述のように米国の外貨準備の低下であ

り、これはすでに 1970 年代にブレトンウッズ体制の崩壊となって顕著にあらわれている。一方、近年の中国やその他の新興国の台頭の影響は、国際レジームの変動という形では現出してはいないが、ドーハ・ラウンドの膠着などはその予兆として考えることもできる。最後に⑤の点について、覇権への挑戦の最近の例として中国による SDR 基軸通貨体制構想などが挙げられる。この構想自体の実現可能性は低いが、これをきっかけに中国の人民元がより自由化され、基軸通貨として成長していく可能性もある。

これらの考察から将来を展望すると、貿易秩序についてはドーハ・ラウンドの膠着が早晚解消するかどうかは予断を許さないものの、中国やインドなど新興勢力が現在の自由貿易体制から多大の恩恵を受けている限りにおいては大きく保護主義に傾くことはないであろう。しかし次第に中国やインドが内需中心の経済に変わっていけば、それは貿易体制にも大きなインパクトを与える可能性はある。通貨秩序については、このまま中国の台頭が続けば、いずれは人民元が基軸通貨となることはこれまでの歴史から見ても容易に予想できることである。問題は米ドル基軸通貨体制から人民元基軸通貨体制への移行がどのように行われるかであり、その点では上記の SDR 基軸通貨体制はそのような移行段階の体制としては望ましいといえるが、実現可能性は極めて低いといわざるを得ない。

自衛権とは、なにか。

『自衛権の基層』について



本ニュースレターをお読みの方であれば、表題の問題意識を持たれたことがある方も多いのではないのでしょうか？——私もその一人であり、この問いに導かれて国際法上の自衛権概念の歴史的展開に関する研究を進めてきました。本研究に対しては、第7回日本学士院学術奨励賞（2011年）並びに第7回日本学術振興会賞（同年）が、その果実である拙著『自衛権の基層』（東京大学出版会、2009年）に対しては2009年度安達峰一郎記念賞が、それぞれ授与されるという望外の幸運に恵まれました。この場を借りて、本研究の内容を紹介させていただこうと思います。

国際連合憲章第51条に規定される自衛権の発動要件（「武力攻撃の発生」）に関しては、憲章採択以来、武力攻撃の発生の場合に限られるのか否かという論点があり、さらに近年、武力攻撃には、国家によるものに加え、テロリストのような非国家行為体によるものは含まれないのか、という点が議論されてきまし

た。これらの点に関する激しい対立は、憲章採択以前の自衛権の内容及びそれと憲章との関係をどのように理解するかが共有されていないことの反映であると考え、この点に焦点を当てて研究し、以下の結論を得ました。

第一に、憲章採択以前の自衛権は、19世紀を起源とする、非国家行為体による侵害に対するもの（治安措置型）と、戦間期を起源とする、侵略戦争・行為に対するもの（防衛戦争型）とに大別されます。戦間期において両者は並存しており、憲章起草過程で主として念頭に置かれたのは後者でしたが、前者も否定されたわけではありません。

第二に、防衛戦争型自衛権は、さらに個別的と集団的とに分けられ、戦間期から憲章起草過程にかけて、後者の発動要件は前者のそれより限定されたとの理解が共有されていました。憲章第51条の「武力攻撃の発生」という要件も、専ら集団的自衛権の制限を意図したものであり、個別的自衛権の行使をその場合に限る意図はなかったと解されます。

本研究は、19世紀における自衛権概念の誕生から国連憲章採択時に至る展開を示したものです。その結果、自衛権概念は歴史的に上記のように分類され、それらが憲章規定の基層をなしていることが明らかになりました。こうした理解が現在の解釈論にどうつながるかという点は今後の課題ですが、重要な視座を与えるものと考えています。興味を持たれた方は、ぜひ上記拙著を手にとっていただければ幸いです。

森肇志

『東京大学法学部白書
2009・2010』の刊行

昨年10月に、『東京大学法学部 研究・教育年報 21号(2009・2010)』が刊行されました。学部・研究科と教員個々の厳格な自己規律を目的として、活動状況を内外に明らかにするもので、1971年以来、2年ごとに刊行されてきたものです。

活動状況の説明は、組織としての法学部・大学院法学政治学研究科を対象とする部分と、教員個人を対象とする部分とに大別されますが、3分の2の頁数を占めているのが、「教授・准教授個人の活動」の項目です。そこでは、各教員が過去2年間に於ける自己の研究・教育活動について説明をしています。その間に公表した著作や論文等はいわば「作品」ですが、それらの「作品」が広くどのような問題関心に基づくものなのか、過去の「作品」相互の関係や、構想の途上にある将来の「作品」を含めて、教員自身の研究計画の中でどのような位置づけが与えられるものなのかといった、個々の「作品」だけ

からは窺い知れないことがらについて、作者みずからが解き明かすもので、それ自体として興味深い読み物になっております。

『東京大学法学部研究・教育年報』は、各方面

に配布されており、大学図書館や公共図書館等でご利用いただけるほか、『東京大学法学部白書』の名称で一般にも市販されておりますので（東京大学出版会、本体価格5,000円）、ご希望の方はご購入いただくことも可能です。是非ともいちど手にとってご覧いただけますれば幸いです。

森田宏樹（年報編集委員）

東京大学法学部白書
2009・2010
研究・教育年報 21

法科大学院
ローレビューについて

2006年創刊の法科大学院ローレビューの第6巻が2011年9月に公刊された。第6巻は、投稿された16編の中から厳正な選考を経て採択された学生論稿4編と、教員からの寄稿9編を収録する。学生論稿は4編ながら、その分量は162頁に及び、教員9編（123頁）をしのぐ力作揃いである。

執筆者の並々ならぬ努力の成果はその作品を読めば自ずと明らかである。ここでは、表には出ない学生編集委員の尽力に触れておきたい。編集委員会は学生委員と教員委員から構成されているが、実際の作業は専ら学生委員が担っている。編集作業は、投稿募集・寄稿依頼から、投稿論文審査、校正、電子ジャーナルの紙面作成、冊子体での出版作業まで多岐にわたる。特に投稿論文審査における学生

委員の努力は特筆すべきもので、教員の参考意見を踏まえつつも、執筆者本人以上に引用文献を読み込んだのではと思われるほど多大のエネルギーを傾注して、論文内容の咀嚼と公正な評価に努めている。

本ローレビューは、厳しい司法試験が控える環境下で、高い志を持って力作を執筆・投稿した法科大学院学生と、その投稿論文を真摯に審査し献身的に編集作業に取り組んだ学生編集委員との熱い共同作業の成果物である。そしてその意気に感じた教員の珠玉の寄稿がこれに加わる。我が法科大学院の理想を体現する一つのシンボルとも言うべきローレビューを是非、味読頂ければ幸いです（<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/sl-lr/index.html> で公開）。

荒木尚志（法曹養成専攻長）

2012 年 2 月

東京大学 / 大学院法学政治学研究科・
法学部 卒業生委員会

113-0033

東京都文京区本郷7-3-1 東京大学法学部内

Tel : 03-5841-3131 / 3132

Fax : 03-5841-3174

表紙写真：小林佑輔

デザイン制作：オカニワトモコ デザイン

卒業生・修了生の方々へ

卒業生委員会事務局を設置いたしました。

連絡先は以下の通りです。

Tel : 03-5841-2776

Fax : 03-5841-3119

E-mail : alumni@j.u-tokyo.ac.jp

